

青山地区地区計画  
地区整備計画  
運用基準  
2005. 4～

- 1 建築物の用途の制限
- 2 建築物の敷地面積の最低限度
- 3 建築物の高さの最高限度
- 4 建築物等の形態又は意匠の制限
- 5 かき又は柵の構造の制限

※H18. 5に改訂



## 1 建築物の用途の制限の詳細

### 1) 「戸建専用住宅地区」に建築することができる建築物

1. 1戸建ての住宅
2. 診療所
3. 巡査派出所等公益上必要な建築物
4. 町内会等一定の地区に居住する者の社会的な活動または、自治活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの

町内会等一定の地区の住民を対象とし、当該地区外から一時に多数の人又は車の集散するおそれのない公民館、集会所とこれに類するもの。

その他具体例：防災倉庫

法でいえば、【建基法第48条別表第2(イ)四】にあたるが、ここでは、特に「集会所その他これに類するもの」のみ建築可能とする。

5. 前各号の建築物に附属するもの（建基令第130条の5に掲げるものを除く。）  
附属する建築物であっても、一定面積以上又は2階以上の部分にある自動車倉庫、一定面積以上の畜舎及び一定量以上の危険物又は処理を行う建築物は除かれる。  
【建基法令第130条の5】⇒P8参照

### 2) 「戸建住宅地区」に建築することができる建築物

1. 「戸建専用住宅地区」に掲げる建築物
2. 兼用住宅
  - ①事務所。特に近隣に悪臭、騒音等の悪影響を及ぼし住居の環境を阻害する特殊な車両を備え、同一敷地内にそれらを駐車させるような業務、例えば、清掃事務所、危険物取扱所などの事務所は除く。
  - ②日用品の販売を目的とする店舗で、雑貨や八百屋などをいい、非日用品の販売である貴金属を販売する店舗等は含まない。又はレストラン、そば、うどん店、すし店などの食堂や喫茶店。料理店、カフェ、キャバレー、待合等の接客・遊興業種は含まない。
  - ③理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋のように近隣住民が日常的に利用すると考えられるサービス業を営む店舗。
  - ④洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店のように近隣住民が日常的に利用すると考えられるサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合は0.75kW以下）
  - ⑤食品販売業等を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の店舗のうちそれに附属して原動機を使用する製造部分を持ったもの（原動機を使用する場合は0.75kW以下）
  - ⑥学習塾、華道教室、囲碁教室等の近隣住民のための社会教育的な教室等。教室と呼ばれるものであっても遊興的性格が強く、不特定多数を対象とする教室等は含まない。
  - ⑦美術品又は工芸品を作成するためのアトリエ・工房（原動機を使用する場合は0.75kW以下）

### 3) 「共同住宅地区」に建築することができる建築物は次に掲げるものとする。

1. 「戸建専用住宅地区」に掲げる建築物
2. 共同住宅  
ここで言う共同住宅には、寄宿舎又は下宿も含まれる。

## 2 建築物の敷地面積の最低限度

建築物の敷地面積の最低限度は165㎡

※ 敷地：1つの建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地

※ 用途不可分関係にある2以上の建築物の例

主要用途	用途上不可分の建築物の例
住 宅	離れ一隠居部屋、勉強部屋等をいう。台所及び便所等が設備されたものは住居としての機能を満足するため、別敷地として扱われる
共同住宅	車庫、自転車置場/物置/プロパン置場、都市ガスの減圧場、変電室

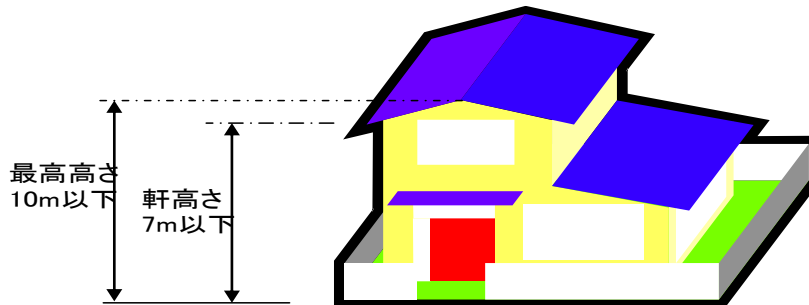
### 3 建築物の高さの最高限度

1. 建築物の高さは10メートル以下（当該建築物の階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する屋上建築物は建築物の高さに含む。ただし、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物はこの限りでない。）とする。

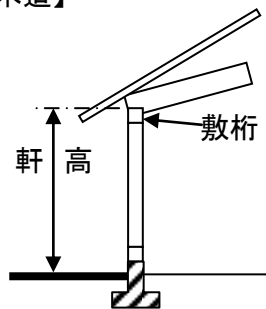
屋上突出物：建築物の屋上に、部分的に設置され、屋内的空間を有しないもの。  
ただしパラペットは除く。

2. 軒の高さは7メートル以下

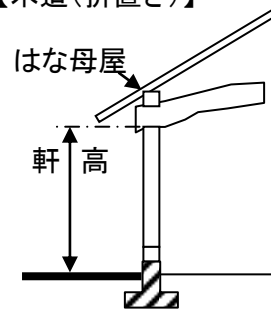
※軒の高さは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さをいう。【建基令 2-1-7】  
※片流れ屋根の場合は、高い側の軒の高さを、当該建築物の軒の高さとする。



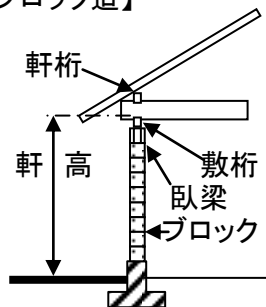
【木造】



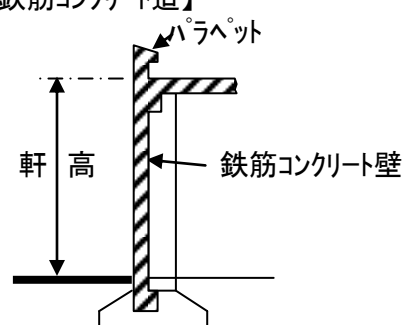
【木造(折置き)】



【ブロック造】



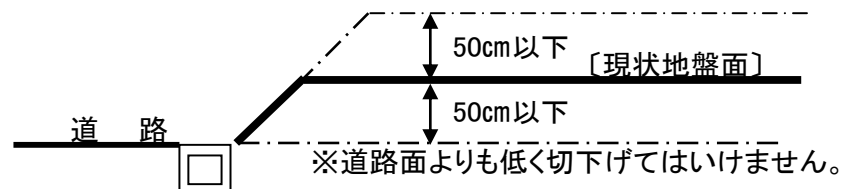
【鉄筋コンクリート造】



軒の高さは、地盤面から小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さをいう。

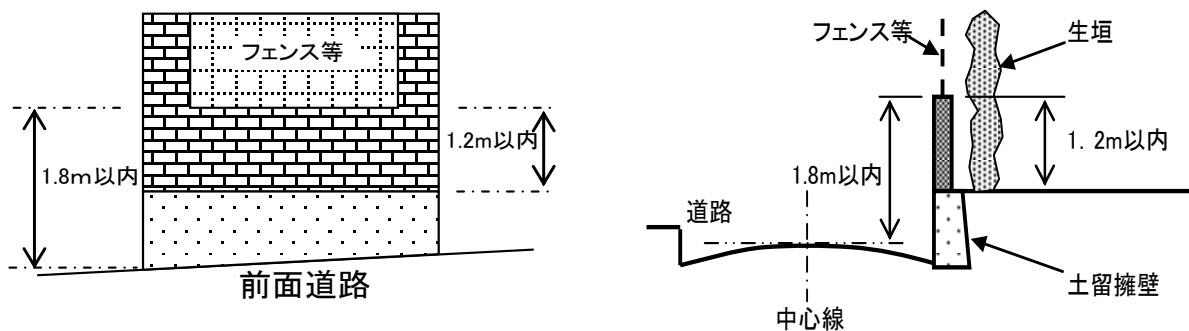
#### 4 建築物等の形態又は意匠の制限

1. 現状地盤より0.5m以上の切土あるいは盛土をしてはならない。ただし、進入路部分の切り下げは前面道路より下がらない範囲であればこの限りでない。
2. 現状地盤とは、青山地区地区計画の決定告示（平成17年3月31日）の時点における地盤高さとする。
3. 2つ以上の宅地を合わせて切土あるいは盛土する時はそれぞれの現状地盤の高さの平均値を現状地盤の高さとするが、この場合、隣接する宅地の土留擁壁の安定や、住宅の日照に影響が及ばないように十分に検討配慮すること。
4. 建替えに合わせて地盤の切土あるいは盛土する場合、隣接する宅地の土留擁壁の安定や住宅の日照に影響が及ばないように十分に検討配慮すること。
5. 建築物の建設に伴い、地盤高さが0.1mを超える範囲で変わる場合は、【土地区画形状の変更】の届出が必要。
6. 届出には、地盤高さの変更がわかる横断図面を配置図に記載すること。

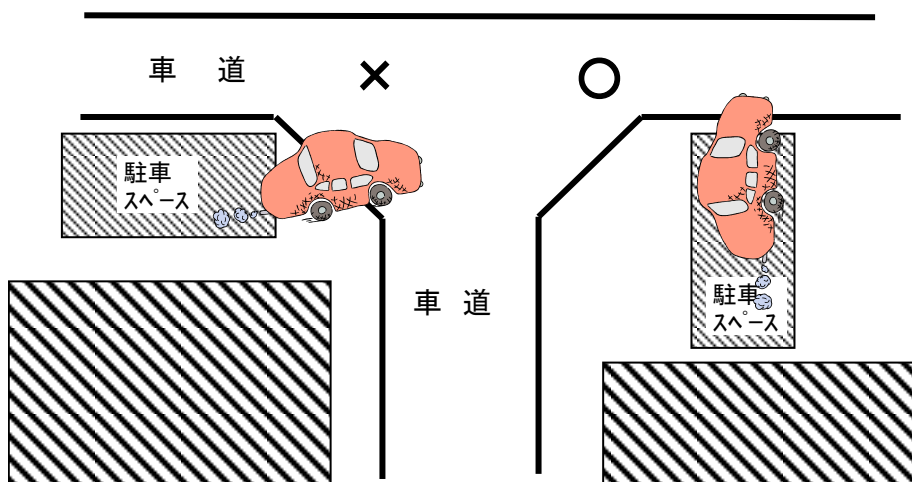


## 5 かき又は柵の構造の制限

- 道路に面する部分に垣、柵を設置する場合には、生垣若しくは網状や格子状など見通しのきく閉鎖感の無い形状のものとする。ただし、現状地盤面（0.5m以下の切盛を行う場合は切盛後の位置）よりの高さが1.2m以下、かつ前面道路路面からの高さ1.8mが以下のものはこの限りでない。
  - ・網状や格子状など見通しのきく閉鎖感の無い形状のものとは、透視率が25%程度以上あるものとする。
  - ・フェンスの設置を計画する場合は届出に必ずカタログ等を添付し、透視率の確認ができるようにすること。
  - ・フェンスを保持するためのブロック等は1.2mを超える部分の1/3程度の範囲までは許容する。
  - ・道路側に垣又は柵を設置する場合は、垣又は柵の高さを記載した正面図を添付すること
- 道路に面する部分設置する土留め用の擁壁とは、擁壁の背面に土圧を受ける構造を有するもので、地震に対する安全性のため、自己の責任において強度のある材料を使用しかつ、その表面に化粧を施すなど意匠に配慮すること。なお、原則、建築用コンクリートブロック（JISA5406）の使用は認めない。



- 道路の隅切り部には、安全のため、車の出入り口を設置してはならない。
  - ・車の出入り口は配置図に記載すること。



- 道路側の垣又は柵を建築物の新築や改築の完成に合わせて施工しない場合は、垣又は柵を施工する場合は必ず届出する旨の**確約書**を提出すること。

参考

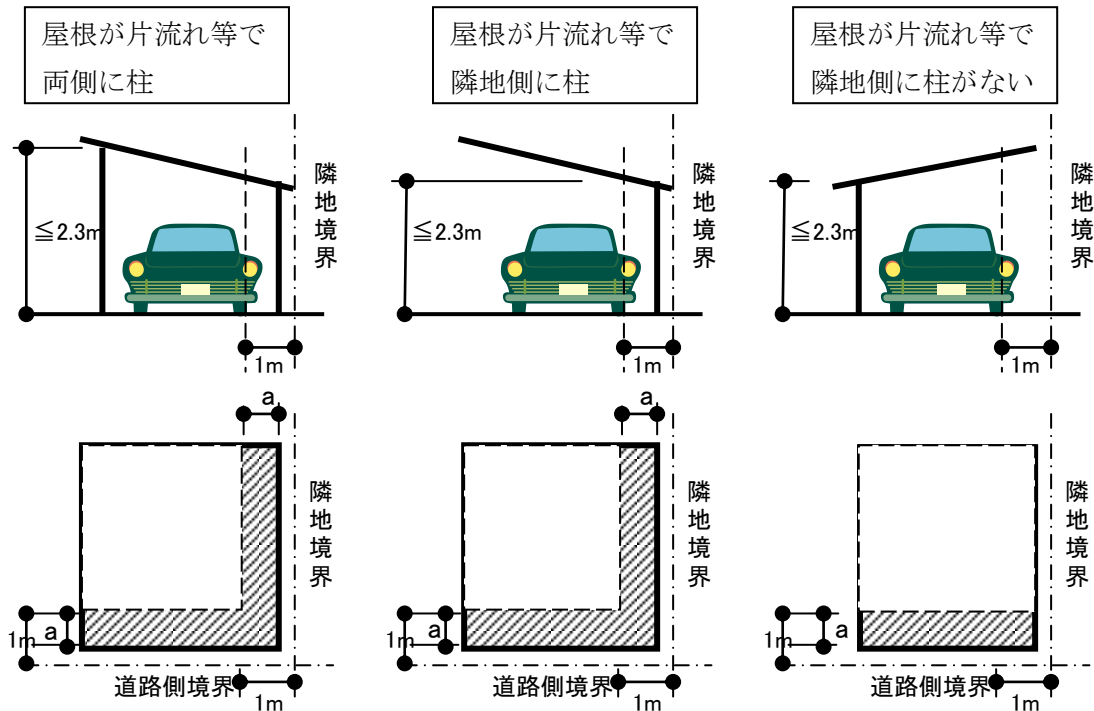
◎附属車庫、物置等これらに類するもの建築について

- ・外壁後退の緩和〔建築基準法施行令第135条の21〕

物置等で、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下の場合

- ・容積率の緩和〔建築基準法施行令第2条〕

自動車車庫に供する部分の床面積は敷地内建築物の延べ面積の1/5を限度として延べ面積に不算入



※ 図の斜線部分の面積が5㎡以下であること。

※ 屋根材は不燃材を使用すること。



◎【建基法第 48 条 別表第二 (い)】

第 1 種低層 住居専用地 域に建築す ることがで きる建築物	<p>一 住宅</p> <p>二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの</p> <p>三 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>四 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>七 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第一号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。)</p> <p>八 診療所</p> <p>九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物</p> <p>十 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)</p>
---	--

※青山地区地区計画では上表の四、五、六、七については建築してはならない。

◎ 共同住宅、寄宿舍又は下宿

ここで言う共同住宅には、寄宿舍又は下宿も含まれる。  
寄宿舍は一般に「寮」とよばれることが多いが、実体として企業等の保養所、レクリエーション施設、料理店又はこれに類するものとして利用されているものは含まない。  
下宿は、住宅の一部を家族以外の人のために長期間宿泊させる施設をいう。

◎ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

主として宗教の教義を深め、儀礼行事、礼拝等を行う施設をいい、これらの施設に附属して建てられる納骨堂なども含む。  
具体例: 納骨堂、社務所・神楽殿  
認められない例: 能楽殿、遺族会館、宴会場、神社併設の結婚式場

◎ 診療所

1. 医療法にいう診療所のほか、助産所ならびにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の施術所も含まれる。  
2. 医療法にいう診療所とは、医師または歯科医師が医業または歯科医業を営むもので病院(ベット数20以上)以外のものをいい、通常、医院、診療所等と呼ばれる。  
3. 介護老人保健施設については、入所定員が19人以下のものを診療所として取り扱う。

◎ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物

近隣住民にとって必要な公益サービス施設である小規模な郵便局、地方公共団体の支所等の施設は以下の通り。【建基法令130条の4】  
1. 郵便局で延べ面積が500平方メートル以内のもの  
2. 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600平方メートル以内のもの

3. 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所
4. 路線バスの停留所の上家
5. 公衆電話所
6. 次のイからチまでの一に掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの
  - イ) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供する施設
  - ロ) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業（同項第 2 号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する施設
  - ハ) ガス事業法第 2 条第 2 項に規定するガス小売事業又は同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設
  - ニ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
  - ホ) 水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する施設
  - ヘ) 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道の用に供する施設
  - ト) 都市高速鉄道の用に供する施設
  - チ) 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する熱供給事業の用に供する施設

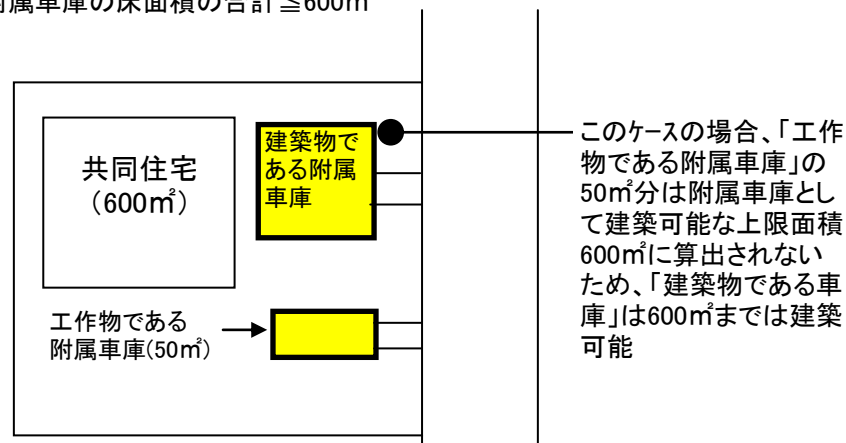
◎建築物に附属するもの（建基令第 130 条の 5 に掲げるものを除く。）

附属する建築物であっても、一定面積以上又は 2 階以上の部分にある自動車倉庫、一定面積以上の畜舎及び一定量以上の危険物又は処理を行う建築物は除かれる。【建基法令第 130 条の 5】

- 【建基法令第 130 条の 5】 建築できない附属建築物**
- ・ 一般の附属車庫の場合  
 (車庫の床面積)+(同一敷地内建築物に附属する 50 m<sup>2</sup>を超える工作物の築造面積)>600 m<sup>2</sup> (車庫を除く建築物の床面積の合計が 600 m<sup>2</sup>以下の場合はその面積) または 2 階以上の部分
  - ・ 自動車車庫で 2 階以上の部分にあるもの
  - ・ 畜舎 (床面積の合計) >15 m<sup>2</sup>
  - ・ 法別表第 2 (と) 項第 4 号に掲げるもの (準住居地域内に建築できない建築物の貯蔵または処理に供するもの)

**【附属車庫の上限の面積に含まれない「工作物である車庫」の例】**

原則: 附属車庫の床面積の合計 ≤600m<sup>2</sup>



## ◎兼用住宅

延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを越えるものを除く）とする。【建基令第130-3】

### ①事務所

特に近隣に悪臭、騒音等の悪影響を及ぼし住居の環境を阻害する特殊な車両を備え、同一敷地内にそれらを駐車させるような業務、例えば、清掃事務所、危険物取扱所などの事務所を除く。

◇具体例：個人タクシー営業所、弁護士事務所、会計事務所、指定上下水道営業所、レンタカー事務所

### ②日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂もしくは喫茶店。

雑貨や八百屋などをいい、非日用品の販売である貴金属を販売する店舗等は含まない。また、食堂若しくは喫茶店とは、レストラン、そば、うどん店、すし店などをいい、料理店、カフェ、キャバレー、待合等の接客・遊興業種は含まない。

#### ◇ 具体例

児童・生徒を対象とした文具店、プロパンガス・灯油等の危険物販売店、本屋、レコード・CD・ビデオショップ、花木・園芸用品店、ペット用品店、仕出し屋、汁粉類料理店、精肉販売店、写真屋

#### ◆ 認められない例

居酒屋、銀行、看板屋、ペットショップ、ガソリンスタンド、玩具店・ファミコンショップ

### ③理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗。

一般にサービス業といわれるもののうち、政令に列記されている業種のように近隣住民が日常的に利用すると考えられる業種をいう。

◇具体例：整骨院、マッサージ治療院、葬儀店

◆認められない例：動物病院、犬・猫診療所、エステサロン

### ④洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）

一般にサービス業といわれるもののうち、政令に列記されている業種のように近隣住民が日常的に利用すると考えられる業種をいう。

◇具体例：コインランドリー

### ⑤自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）

食品販売業等を営む店舗のうちそれに附属して原動機を使用する製造部分を持ったものをいう。また、製造したものを他の店舗に卸す場合には、店舗としてではなく工場に該当し禁止する。

### ⑥学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設。

近隣住民のための社会教育的な教室等をいう。教室と呼ばれるものであっても遊興的性格の強い施設（不特定多数を対象とする教室等）はこれに含まない。

#### ◇ 具体例

音楽教室、裁縫・手芸・編物教室、バレエ・日本舞踊教室、ジャズダンス・エアロビクス教室、アスレチック教室、武道塾、絵画教室

### ⑦美術品又は工芸品を作成するためのアトリエ・工房

原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が0.75kw以下のものに限る。

◇具体例：陶芸教室

東播都市計画地区計画の変更（三木市決定）

都市計画青山地区地区計画を次のように変更する。

名 称		青山地区地区計画			
位 置		三木市志染町青山1丁目、青山2丁目、青山3丁目、青山4丁目、青山5丁目、及び青山6丁目の各一部			
区 域		計画図表示のとおり			
面 積		約69.8ヘクタール			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、三木市の南東部に位置し、昭和50年代後半から平成初期にかけて土地区画整理事業により開発された大規模住宅団地で、分譲当初より住民等が主体となり建築協定を遵守してきたことから、低層戸建専用住宅等からなる閑静な住宅地として維持・保全されている。</p> <p>本計画では、地区住民の総意として取り決める「住民協定」とともに、現在の住みよい低層住宅地としての美しい街並みを保全・育成していくことで、気品と落ち着きのあるまちづくりと、安心して安全なまちづくりを目標とする。</p>			
	土地利用の方針	<p>本地区は、良好な市街地の形成を目的とし、「戸建専用住宅地区」、「戸建住宅地区」、「共同住宅地区」に分け土地利用を図る。</p> <p>①「戸建専用住宅地区」においては、気品と落ち着きのある低層住居地区とする。</p> <p>②「戸建住宅地区」においては、日常生活の利便性を考慮して、戸建専用住宅のほか、兼用住宅の建築も可能な地区とする。</p> <p>③「共同住宅地区」においては、戸建専用住宅のほか、隣接する教育機関の学生等のための共同住宅の建築も可能な地区とする。</p> <p>また、狭小敷地による居住環境の悪化を防止し、良好な街並みの景観形成を図る。</p>			
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの地区にふさわしい街なみの形成が図られるよう建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>①「戸建専用住宅地区」</p> <p>閑静な低層住宅地として、その環境を維持・保全するとともに、緑ゆたかな街並みの形成が図られるよう、「建築物等の用途」「建築物の敷地規模」「建築物の高さ」「建築物等の形態又は意匠」「垣又は柵の構造」に制限又は限度を定めて整備を図る。</p> <p>②「戸建住宅地区」</p> <p>地区住民の利便を考慮し、戸建専用住宅のほか小規模な店舗、事務所を兼ねる戸建住宅が立地できる地区として、周辺の低層戸建住宅地と調和のとれた良好な住環境の形成が図られるよう、「建築物等の用途」「建築物の敷地規模」「建築物の高さ」「建築物等の形態又は意匠」「垣又は柵の構造」に制限又は限度を定めて整備を図る。</p> <p>③「共同住宅地区」</p> <p>教育機関に通学する者の利便を考慮し、戸建住宅のほかに共同住宅が立地できる地区として、周辺の低層戸建住宅地と調和のとれた良好な住環境の形成が図られるよう、「建築物等の用途」「建築物の敷地規模」「建築物の高さ」「建築物等の形態又は意匠」「垣又は柵の構造」に制限又は限度を定めて整備を図る。</p>			
地区整備計画	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり			
	地区整備計画の区域面積	約69.8ヘクタール			
	地区の細区分	地区の名称	戸建専用住宅地区	戸建住宅地区	共同住宅地区
		地区の面積	約51.6ヘクタール	約17.1ヘクタール	約1.1ヘクタール
	建築物の用途制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、	

地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の用途制限	<p>市長が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一戸建ての住宅</li> <li>2. 診療所</li> <li>3. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</li> <li>4. 町内会等一定の地区に居住する者の社会的な活動又は、自治活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</li> <li>5. 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5に掲げるものを除く。）</li> </ol>	<p>市長が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一戸建ての住宅</li> <li>2. 一戸建て住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） <ol style="list-style-type: none"> <li>①事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</li> <li>②日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</li> <li>③理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</li> <li>④洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</li> <li>⑤自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</li> <li>⑥ 学習塾、華道教室、</li> </ol> </li> </ol>	<p>市長が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一戸建ての住宅</li> <li>2. 共同住宅</li> <li>3. 診療所</li> <li>4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</li> <li>5. 町内会等一定の地区に居住する者の社会的な活動又は、自治活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</li> <li>6. 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5に掲げるものを除く。）</li> </ol>
--------	-----------	----------	---	--	--

地区整備計画	建築物に関する事項			<p>囲基教室その他これらに類する施設</p> <p>⑦美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>3. 診療所</p> <p>4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>5. 町内会等一定の地区に居住する者の社会的な活動又は、自治活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>6. 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5に掲げるものを除く。）</p>	
		建築物の敷地面積の最低限度	165平方メートル（ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものを除く。）		
		建築物の高さの最高限度	<p>1. 建築物の高さは10メートル以下（当該建物の階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する屋上建築物は建築物の高さに含む。ただし、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物はこの限りでない。）とする。</p> <p>2. 軒の高さは7メートル以下とする。</p>		
		建築物等の形態又は意匠の制限	現状地盤を切土あるいは盛土してはならない。ただし、0.5メートル以下の切土あるいは盛土はこの限りでない。		
		かき又は柵の構造の制限	<p>1. 道路に面する垣又は柵（門柱及びこれに付属する部分を除く）は、生垣又は見通しの妨げとならない構造とし、閉鎖感のないよう意匠に配慮する。ただし、現状地盤面よりの高さが1.2メートル以下、かつ前面道路面からの高さ1.8メートル以下のものはこの限りでないが、その表面に化粧を施すなど意匠に配慮すること。</p> <p>2. 道路に面する部分で、建築物の荷重を直接受ける部分に土留め用の擁壁を設置する場合は、倒壊防止を考慮し、かつ、その表面に化粧を施すなど意匠に配慮すること。</p> <p>3. 道路の隅切り部に車の出入り口を設置してはならない。</p>		